



一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.9 2024年4月

「EUの経済安全保障政策とデジタル技術」

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

1. イントロダクション

EU の経済安全保障が具体策の検討段階に入った。

フォンデアライエン政権は、コロナ危機やロシアによるウクライナ侵攻を経て重要技術・物資依存に対する危機感を高め、2023年6月にEU初の経済安全保障戦略を策定。2023年10月にはEUが規制対象とする機微技術のリストを公開し、半導体・AI・量子・通信などデジタル技術が数多く含まれた。

2024年1月には、具体策として経済安全保障政策パッケージを提案、機微技術に対する域内への投資・研究開発、域外輸出に係る管理を強化する方向性を示し、自身が委員長に立候補するEU次期政権でも継続して取り組む意思を改めて示した。

この様にEUが経済安全保障の強化に傾く中、関連する技術を扱う日本企業にも一定の影響が想定される。本レポートはデジタルの観点から日本企業の皆様に最新動向をご理解いただき、より効果的な対応の一助として頂くことを目的とし発行する。

2. 経済安全保障戦略と機微技術の範囲に含まれたデジタル技術

1) 背景

軍民融合戦略の下で軍事能力を高める中国の脅威を受けて、先端技術（AI・量子科学等や戦略物資（半導体等）の囲込み、並びに機微技術の流出に制限をかける流れが米国を中心に拡大。日本と同じく米国と中国のはざまに立つEUも、EU特有の事情から近年、重要な技術や物資を域外に依存することへの危機感を募らせてきた。

発端は8年前にある。2000年代以降、EU中国の貿易・投資関係は拡大基調にあった中、2016年の中国大手家電メーカー美的集団によるドイツの先端ロボットメーカーKUKAの買収を機に関係が変化。貿易関係についてはドイツを中心に輸出入ともに相互依存が継続する一方で、安全保障上重要な先端技術を中国資本に買収されることへの警戒感が高まり始める。

これを受けて2019年に公表した「10項目の行動計画」において中国を「systemic rival」と認定、その後、2020年初頭から開始したコロナ危機も加速要因となる。EUは、中国にマスク・

医療物資を交渉材料として使われる事態に直面し、重要産品が外交カードとしての威力を持つことを目の当たりにした。以降、Open Strategic Autonomy(開かれた戦略的自立)が政策検討上のキーワード化する。

加えて、2022年初からのロシアによるウクライナ侵攻もこの傾向を後押し。天然ガスなどのロシア産エネルギー資源の輸入をストップさせたことによりエネルギー価格の高騰を招き、ロシアへのエネルギー依存を顕在化させ、REPowerEUを通じた自律的な(グリーン)エネルギー供給確保の加速に踏切らせた。隣国ウクライナにおける交戦国がともに兵器としてドローンを活用するなど、先端技術が軍事利用される懸念が急速に広まったことも要因にある。

この様に近年、半導体などの先端技術に限らずエネルギーや重要鉱物・インフラのサプライチェーンの技術に対する危機感を高めたことが背景にある。

2) 経済安全保障戦略と機微技術のスコープ

上述の様に EU の経済安保上の懸念を受けて、欧州委員会は 2023 年 6 月、投資や輸出の制限強化によりデリスキングをめざす EU 初の経済安全保障戦略を発表した。

同戦略には具体的な言及はないものの中国が念頭にあると見られ、対処すべき経済安保上のリスクとして、エネルギーを含むサプライチェーン、重要インフラに関する物理及びサイバー、技術保全及び流出、経済的依存・威圧の 4 分野を挙げ、投資や輸出に対する制限などを強化する方針を示した。特に安全保障に係る権限は各加盟国が持つため、これまで足並みが揃わずその存在が指摘されてきた「抜け穴」への対処は大きな問題意識にある。

この具体策の第一弾として欧州委員会は 2023 年 10 月、リスク評価を行うべき分野として 4 つの喫緊のリスクがある最も機微な技術と、6 つの重要技術を選定した。選定基準としては、ゲームチェンジャーとなる可能性、軍事転用のリスク、人権侵害に利用されるリスクの 3 つの観点から定められている。具体的な対象分野は次表に示す通り。

表 1 経済安保リスク評価の対象分野

分野		具体例
喫緊のリスクがある機微な技術	先端半導体	マイクロエレクトロニクス(プロセッサを含む)、フォトニクス(高エネルギーレーザーを含む)、高周波チップ、最先端ノードサイズの半導体製造装置
	AI	ハイパフォーマンス・コンピューティング、クラウドコンピューティングとエッジコンピューティング、データ分析技術、コンピュータ・ビジョン、言語処理、物体認識
	量子テクノロジー・コンピューティング	量子暗号、量子通信、量子センシングとレーダー
	バイオテクノロジー	新しいゲノム技術、遺伝子ドライブ(特定の遺伝子が偏って遺伝する現象)、合成生物学
その他の重要技術	高度なコネクティビティ、ナビゲーションとデジタル	セキュアなデジタル通信と接続性、 RAN およびオープン RAN (無線アクセス・ネットワークネットワーク)、6G、サイバーセキュリティ技術 (サイバー監視、セキュリティ、侵入システムなど)、デジタルフォレンジック(電子機器に残る記録を収集・分析し法的な証拠性を明らかにする技術)、モノのインターネットとバーチャル・リアリティ、ブロックチェーンとデジタル・アイデンティティ、誘導、航行、制御技術、アビオニクスと海洋測位を含む
	高度センシング	電気光学、レーダー、化学、生物学、放射線、分散型センシング、放射線、分散型センシング、磁力計、磁気勾配計、水中電場センサー、重力計、勾配計
	宇宙と宇宙空間における推進技術	宇宙監視と地球観測、宇宙測位・航法・タイミング、低軌道 (LEO) 接続を含むセキュア通信、極超音速や軍事転用も可能な推進技術のコンポーネント
	エネルギー技術	核融合技術、原子炉、発電、放射線技術、核燃料サイクル技術、発電、放射線、変換・濃縮・リサイクル技術、水素と新燃料、太陽光発電を含むネットゼロ技術、スマートグリッドとエネルギー貯蔵、バッテリー
	ロボットと自律システム	ドローンおよび車両 (空、陸、地上、水中)、ロボットおよびロボット制御精密システム、外骨格、AI 対応システム
	先端材料製造とリサイクルテクノロジー	ナノ材料、スマート材料の技術、先端セラミック材料、ステルス材料設計による安全で持続可能な材料分野を含む積層造形、デジタル制御による微細精密製造および小規模レーザー加工/溶接、重要原材料の抽出、加工、リサイクル技術、湿式冶金抽出、バイオリーチング、ナノテクノロジーに基づくろ過、電気化学処理およびブラックマス

出典: 原文を基に筆者作成

ご覧いただける通りスコープは広範かつ曖昧に記載されているが、この中で先端半導体、AI、量子、通信、センシングといったデジタル技術と関連の深い分野が半数を占める。

現在、喫緊のリスクがある機微な技術の 4 つより欧州委員会の各総局によるリスク評価が進められているが、今後は、その他の重要技術も評価が実施され、評価がなされた後に各分野の中でもリスクの程度に応じて対処に差がつけられるとみられる。

これらの対象分野は、後述する対内直接投資審査規則の改正案にも付属文書として添付されるなど、今後の EU の経済安保強化政策のスコープを提示した位置づけとなっており、上述のリスク評価は EU の経済安全保障の対象範囲を規定する重要な取り組みとなっている。

3. 経済安全保障に関する政策パッケージ

1) 概要

欧州委員会は 2024 年 1 月 24 日、経済安全保障に関する政策パッケージを公表し、投資・輸出や研究開発に係る 5 つの政策を提示した。本パッケージは上述の戦略を具体化する位置づけながら、うち 3 つは今後の政策検討の方向性を示した白書に留まるため、年内に発足する見込みの次期欧州委員会に引継ぐ「申し送り事項」の性格を持つものとして評価されている。各政策の概要は以下の通り。

表 2 各政策の概要

政策	内容
対内直接投資審査規則の改正案	各加盟国が EU 域外企業による域内投資を審査する際の枠組みを強化
二重用途物品の輸出規制に関する白書	軍民二重用途物品の輸出規制について、EU レベルでの加盟国間の調整強化を検討
対外投資規制に関する白書	域内企業による域外国への投資に係るスクリーニング制度の導入を検討
二重用途物品の研究開発支援に関する白書	ホライゾンヨーロッパなどの EU 支援プログラムにおける民生・軍事双方への転用可能性のある技術開発支援の強化を検討
域内の研究開発におけるセキュリティ強化に関する理事会勧告案	機微な技術・知見の域外国への流出防止に向けた加盟国や研究機関に対する EU レベルの指針などを提示

出典：欧州委員会公式ファクトシートを基に筆者作成

この中で、既に改正規則案が示され検討が先行しており、今年 6 月の欧州議会選挙後の 2024 年内にも法案審議が始まる可能性があり、かつ日本企業への一定の影響が想定される対内直接投資審査規則改正案を例として内容に触れる。

2) 対内直接投資審査規則の改正案

上記パッケージの取り組みのひとつとして、欧州委員会は対内直接投資審査規則の改正案を提示した。目的は EU への投資スクリーニングに係る EU の共通枠組みの強化にある。対象となるのは、「表 1 経済安保リスク評価の対象分野」に示した分野の域内の経済主体に対して直接投資を行う外国投資家に加えて、付属文書 I で指定された EU の資金プログラム¹に参加する主体である。なお、提案された改正案では施行 15 カ月後より適用開始される規定となっている。

この改正案が示された背景として、2020 年 10 月に適用が開始された現行規則下では対処できない 2 つの「抜け穴」がある。

1 つ目は、投資スクリーニング制度の導入は義務化されていないことがある。2024 年 1 月時点で 27 ヶ国のうち 5 か国(アイルランド、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ブルガリア)において導入されていないこと。

2 つ目は、現行の共通枠組みは懸念される投資事案を見つけ出す力が弱いことだ。現行の規定では、各加盟国が自国権限に基づき投資スクリーニングを行った結果、必要があると判断したケースのみ共通枠組みを用いて欧州委員会や他の加盟国に共有できる仕組みとなっている。これでは重要な投資事案が必ずしも共有されるとは限らず、投資先となる EU 加盟国が国で不意又は故意に秘匿出来てしまうことにある。

こうした状況を受けて改正案は新たに、1)各 EU 加盟国に対して域外からの直接投資に関するスクリーニング制度の導入義務と、2) EU 加盟国に対して重要な投資案件に関する重い説明責任を課した。

1 つ目の導入義務については、上記の 5 ヶ国いずれも 2024 年内にスクリーニング制度を導入予定としており、改正案の施行を待たずして目的が達成される見込み。

¹ Horizon 2020, Horizon Europe, Digital Europe Programme, Important Projects of Common European Interest (IPCEI), w EU GOVSATCOM, EU4Health Programme など 20 のプログラムが指定されている。

また 2 点目については、投資スクリーニングの共通枠組みにおける説明責任と権利関係を改定。スクリーニングを行う加盟国に対して、安全保障リスクに関する審査の観点の調和を図ると共に、詳細調査に入った投資案件については欧州委や他の全ての加盟国に情報を開示するよう義務付けた。

見直しのポイントは次の通り。

図 3 EU 共通枠組みに係る見直しのポイント

説明責任と権利関係を見直し、審査主体となる加盟国に重い説明責任を課した

審査主体となる加盟国の義務	欧州委員会・他の加盟国の権利
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 詳細調査を開始した投資事案※、並びにスクリーニング結果と根拠を、欧州委員会と他の加盟国に通知する(※申請された案件すべてが通知対象となるわけではない) ▪ 他の加盟国からの意見を最大限考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 審査主体となる加盟国から通知され、自国に影響があると判断した投資事案に意見をする ▪ 通知されたスクリーニング結果に異議がある場合は、審査主体となる EU 加盟国に問題解決に向けた会議の開催を求める ▪ 通知されなかった事案についても、投資完了後 15 ヶ月以内であれば審査主体となる EU 加盟国に対して情報開示を要求する

出典:原文を基に筆者作成

投資を受け入れるかどうかの最終判断を加盟国が行うこと自体は変わらないが、一定の調査を行う事案に関する共有義務というソフトパワーを用いて加盟国への権限に切り込み、実質的な権限の縮小を図った形と言える。

日本企業にも一定の影響が想定される。例えば、軍事転用も可能な AI を開発する EU 域内の企業を買収しようとする場合、共通枠組みの通過に要する時間がこれまでに比べ数カ月程度長くかかる見込みであり、買収リードタイムの増加が懸念される。また場合によっては、安全保障に悪影響を与えないことの説明を加盟国から求められる、買収自体が認められないといった可能性もこれまでより高くなることも想定される。

今後の見通しとして、本改正案の法案審議においては、他の法案以上に EU 理事会の反応が注目される。大きな論点としては、自国に必要と判断した投資を受け入れるための加盟国の説明負担増に対して、共通枠組みの実効性(本当に EU 全体として抜け穴が塞がれるのか)が焦点となることが予想される。また「対内直接投資」、「外国投資家」、「域内の経済主体」といった用語の定義や、「詳細調査を開始した」ことをどの様な基準で判断していくのかも論点のひとつとなる可能性があり、具体的な影響の把握に向けて注視が必要な状況である。

4. 今後の展望と日本への示唆

以上で見てきたように、KUKA 買収により生じた EU の危機感、コロナ危機やウクライナ侵攻を経て高まり、経済安全保障戦略や今年 1 月の政策パッケージといった政策文書として形を成すに至った。今後は、先端半導体・AI・量子・バイオ技術を中心にリスクの高い技術が特定され、二重用途品と共に域内に対する外資の注入や、域外への技術流出や投資に対する規制強化の検討が進む見込み。

今後の見通しとして、2024 年は欧州議会選挙(6 月)や現在の欧州委員会内閣が任期(10 月末)を迎え体制変更となる年であり、同パッケージに関する法案審議や政策の具体化は年内はあまり進む状況にない一方で、欧州委員会の関連する総局において 10 の重要技術分野におけるリスク評価が進むと見られる。

フォンデアライエン委員長は既に続投の意向を表明して有力候補となっていることもあり、次期政権においても取組みが継続される可能性は高いと見られている。また同氏はアメリカのトランプ前大統領が再選した暁には「防衛費を相応に負担しない NATO 加盟国は守らない」と発言を繰り返すことも受けて、防衛担当の欧州委員を新設すると発言している。

安全保障環境が改善に向かう要因に乏しい中、規制強化の流れは継続されるとみられる。対内直接投資規則の改正案の項目でも触れた様に、重要技術のスコープに含まれる、あるいは抵触する可能性のある技術を取り扱う日本企業に一定の影響が想定される。各 EU 加盟国に権限がある中で、EU としてどの程度踏み込んだ対応ができるのか、日本企業も注視が必要である。

主なソース

- [EU 経済安全保障戦略](#) 欧州委員会公式プレスリリース (2023年6月20日)
- [対内直接投資審査規則の改正案](#) 欧州委員会公式サイト (2024年1月24日)
- [二重用途物品の輸出規制に関する白書](#) 欧州委員会公式ファクトシート (2024年1月24日)
- [対外投資規制に関する白書](#) 欧州委員会公式ファクトシート (2024年1月24日)
- [二重用途物品の研究開発支援に関する白書](#) 欧州委員会公式ファクトシート (2024年1月24日)
- [域内の研究開発におけるセキュリティー強化に関する理事会勧告案](#) 欧州委員会公式ファクトシート(2024年1月24日)

以上